

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

- ・サプライチェーン全体で情報共有や意見交換を密に行い、信頼関係を構築し、コスト削減や業務効率化を目指す。

b. 専門人材マッチング

- ・魅力的かつ具体的な求人情報を作成し、選定したプラットフォームを選定する。

c. 健康経営に関する取組

- ・福利厚生として従業員に対して施設を開放することによって、従業員の運動機会の提供、健康増進を促進する。

- ・スポーツジム事業を通して、健康経営の重要性を社内外に発信する。

- ・定期的に健康セミナーを開催する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

サプライチェーン全体に対して、パートナーシップ構築宣言の内容を共有し、定期的な意見交換会やアンケートを実施し良好な関係を構築する。また、情報共有を積極的に行い、透明性のある関係を築く。

取引先とオープンなコミュニケーションを維持し、問題が発生した際には迅速に情報を共有する。加えて、技術的なサポートやトレーニングを提供し、サプライヤーの能力向上を支援する。

また、取引先企業とのコミュニケーションツールとして「チャットワーク」を導入し、円滑に情報共有ができる環境を作る。

健康経営については、自社のサービスを通して、取引先企業や地域企業、地域住民を巻き込んだ健康増進の取り組みを行う。まず、従業員に対して施設を開放し、健康に関する意識向上を支援する。次に、定期的なメンタルヘルスケアを行うことによって心身両面からの健康管理をおこなう。その後、SNS等を活用したコミュニティの形成を行い、定期的に健康セミナーを開催することで健康経営についての認知を広げ、地域の健康イベントや学校の体育活動と連携し社会全体の健康意識向上に貢献していく。

2024年7月4日

合同会社M.C.L

企業名

代表社員

山城 光

役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。